

平成28年度 篠山市 人権に関する意識調査結果報告書(概要版)

平成29年3月

I 調査の概要

1. 調査の目的

見えにくくなった人権課題や逆に顕在化している人権課題について市内の状況を把握し、市民の人権意識の変化を分析します。また、この調査によって、これまでの啓発事業等の効果検証を行い、また今後の啓発事業に活していきます。

2. 調査対象

篠山市に居住する18歳以上の市民

3. 標本抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

4. 調査方法

郵送配布～郵送回収

5. 調査期間

平成28年(2016年)10月～11月

6. 回収結果

(1) 配布数-----2,000件

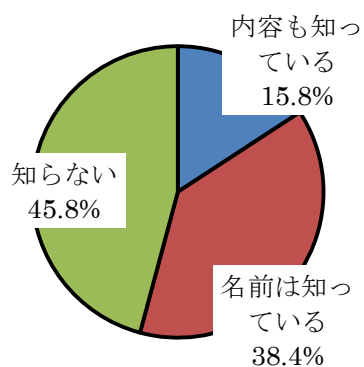
(2) 有効回収数-----1,120件

(3) 有効回収率-----56.0%



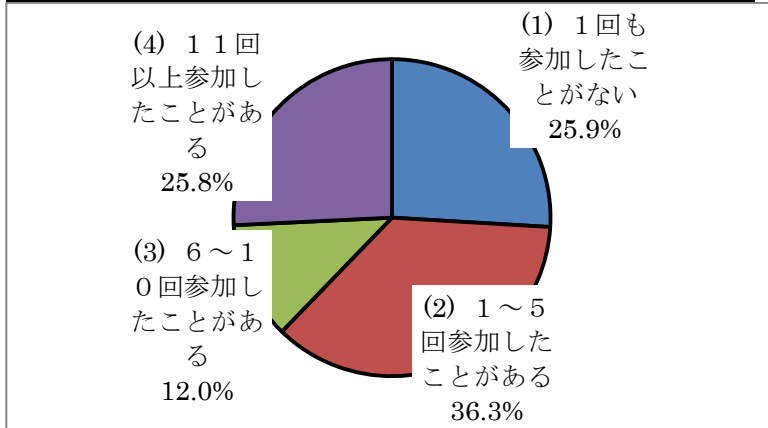
II 調査結果

問1 あなたは、「篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」をご存知ですか。



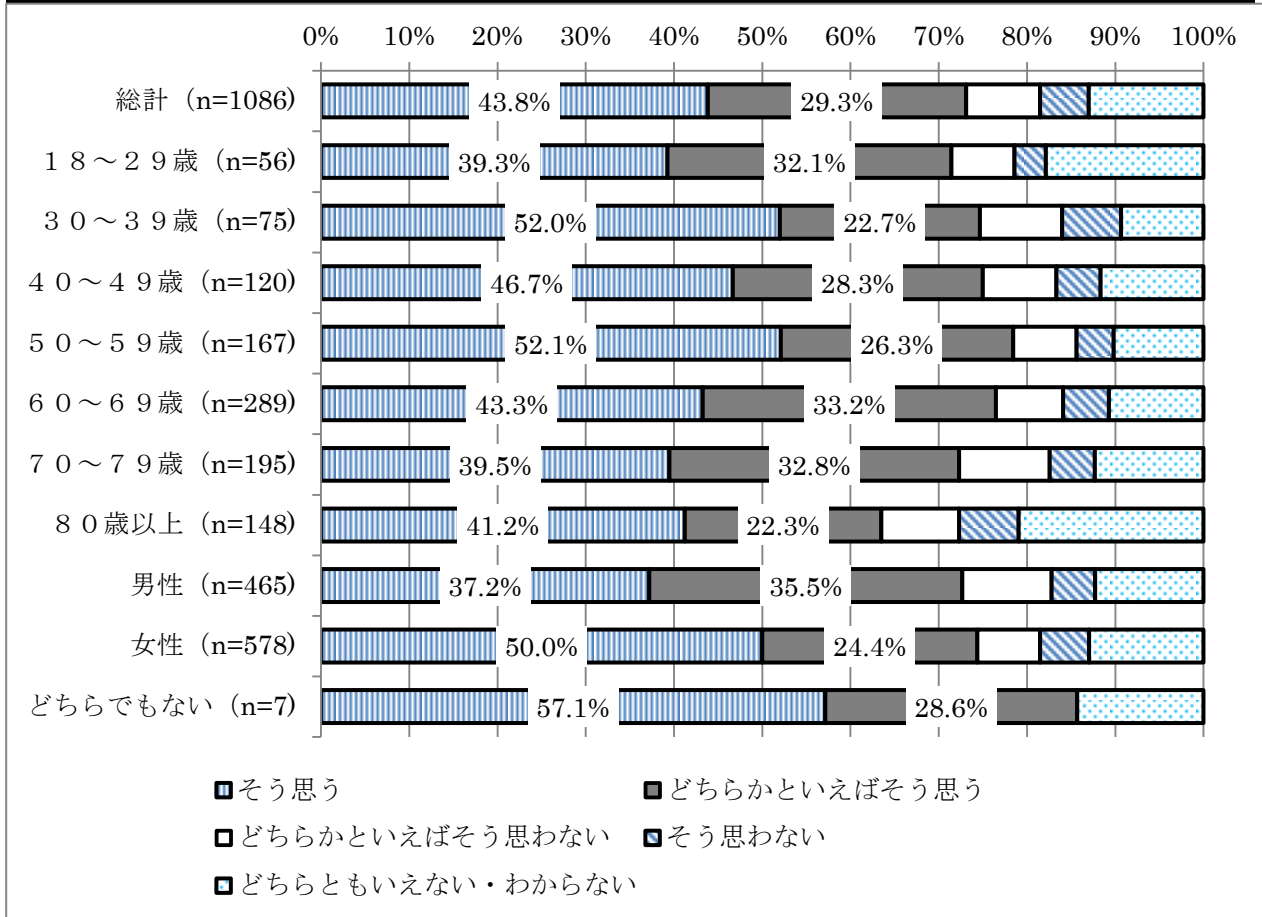
「知らない」が45.8%で最も高くなっています。
「内容も知っている」人は、15.8%にとどまっています。

問2 あなたは、これまでに自治会の住民学習会や人権啓発活動(人権のつどい、人権フェスタ、人権講演会など)に参加したことがありますか。



「11回以上参加したことがある」人は、25.8%となっています。
 「1回も参加したことがない」人は、25.9%となっています。

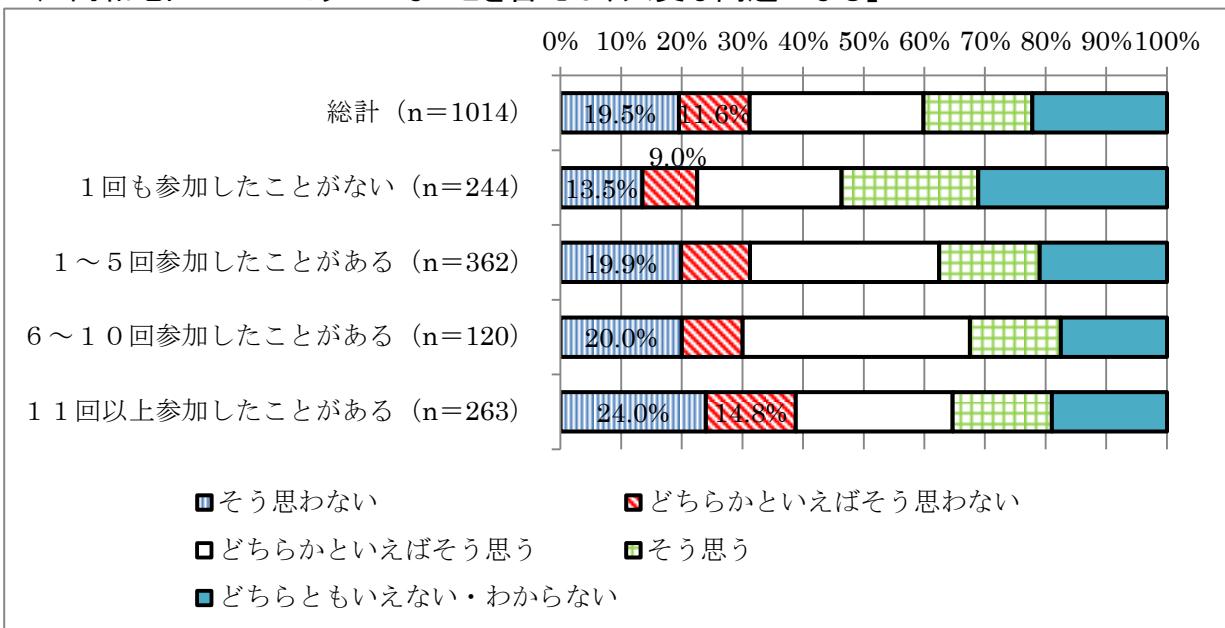
問4-L 「性同一性障がい」を持つ人とかかわりたくないと思うことはいけないことである



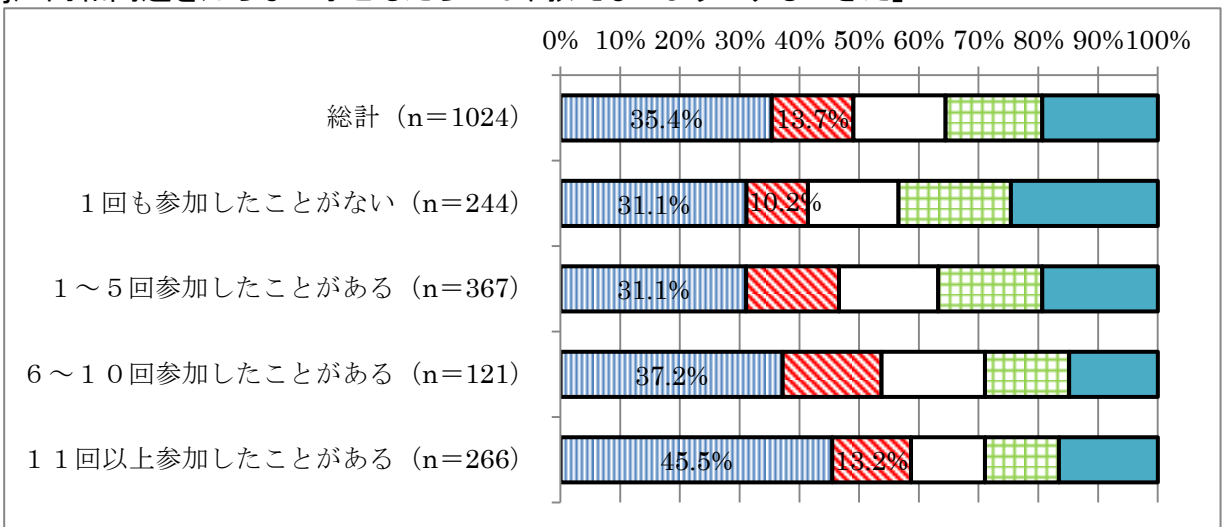
「そう思う」の回答率が他の設問に比べても低い。「性的少数者」については、これまで講演会などのテーマとして取り扱っておらず、市民への意識啓発を行うための講演会などを計画していきたい。

問13 あなたは、同和問題（部落差別）や同和地区の人びとに関する次の意見について、どのように思いますか。

i) 「同和地区についてうかつなことを言えば、大変な問題になる」



j) 「同和問題を知らない子どもたちには、教えないようにするべきだ」



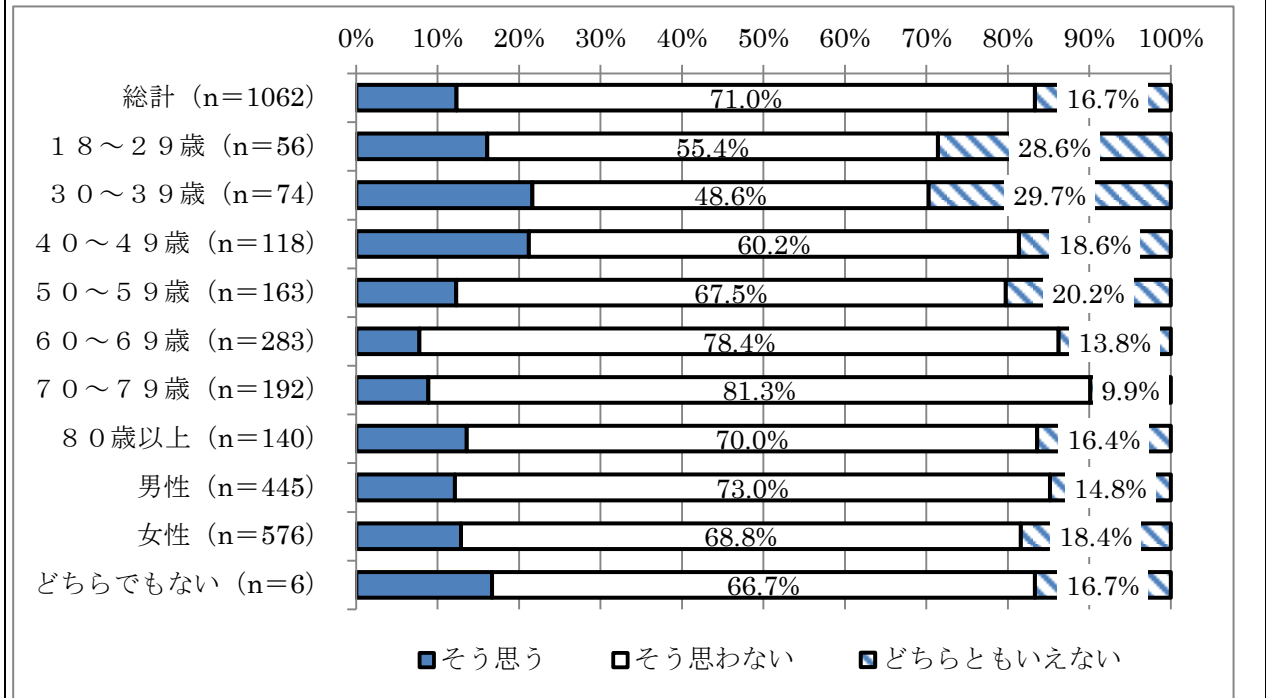
「i」では、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が全体31.1%に対し、「11回以上参加したことがある」38.8%、「1回も参加したことがない」22.5%となりました。

「j」では、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が全体49.1%に対し、「11回以上参加したことがある」58.7%、「1回も参加したことがない」41.3%となりました。

これらから、講演会や住民学習会に多く参加する人ほど同和問題を理解しているということがわかります。

問19 あなたは、穢れや六曜に関する次の意見について、どのように思いますか。

19-c 葬式に参列した後は塩で清めないといけない



「18～29歳」の「そう思わない」は、半数は超えているものの全体の71.0%より15.6ポイント低い55.4%にとどまっている。他の六曜や穢れに関する設問についても、「18～29歳」は、全体の「そう思わない」より10ポイント前後低く、六曜や穢れを意識している（こだわっている）ことがわかる。

また、「どちらともいえない」の割合も「18～29歳」や「30～39歳」は、28.6%、29.7%と高い。

このことから、若年層への六曜や穢れに対する正しい理解、情報提供が必要となっていることがわかる。

Ⅲ この調査結果を今後の施策に活用するために

今回の調査で若年層の人権意識の高揚も課題の一つとして浮き彫りになりました。

「高齢者」、「ニートやひきこもり」、「外国人」、「同和問題」および「穢れや六曜」で若年層の理解や関心が低い傾向にあります。講演会などの人権施策への若年層の参画は、以前から課題となっていました。人権啓発には参加しやすい事業計画が求められます。

また、問4から市民への「身元調査」、「性的少数者」、「エイズ患者」および「認知症患者」の情報提供不足も浮き彫りになりました。これらの情報を広く提供するため、市広報やホームページなどを活用していきます。

平成27年度の住民学習会の中で「同和問題をテーマとして扱くと、寝たことを起こすことになるのではない方がいい」という意見がありました。今回調査でも自由意見の中で同様の意見が複数見受けられました。

しかしながら、「同和問題の解決に向けて何ができると思いますか」の問いに対する選択肢である「同和問題を特別扱いせずに放っておけば自然となくなるので何もしない」の回答率が、講演会などの参加が多いほど低いことから、講演会や住民学習会などに「同和問題」を定期的に取り組んでいくことで、「寝た子を起こすな」の考え方の解消につなげていけると考えています。

○篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例

平成24年12月21日

条例第36号

世界人権宣言において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、また、日本国憲法においても、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として守られています。

篠山市は、「市民憲章」及び「篠山市自治基本条例」に基づき、人権を尊重し擁護することを推進しています。

また、これまで多くの人々の努力により、人権を大切にすまちづくりに向けた取り組みが行われてきました。

しかし、現状をみると、さまざまな人権課題が存在していることも事実です。さらに、社会状況等の変化により、新たな人権問題が生じています。

これからは、市民が自分の人権だけでなく、他人の人権についても深く考え、さらに学び続け、責任のある行動をとることが求められます。

私たちは、命の尊厳や人権が尊重され、すべての人が幸せを実感できるあたたかいまちをつくりあげるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みを推進し、人権を尊重したあたたかいまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市及び市民（篠山市自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号）第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）は、次条又は第4条に規定する責務を果たしながら、協働して人権尊重のあたたかいまちづくりを推進する。

(市の責務)

第3条 市は、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育、人権啓発等の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）を推進するものとする。

2 市政に携わる全ての者は、この条例の理念を理解し行動しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、社会の構成員としての責務を自覚し、互いの人権を尊重しなければならない。

2 市民は、自らが人権尊重のあたたかいまちづくりの担い手として、人権意識の向上に努めなければならない。

(人権施策の推進)

第5条 市は、本条例の目的及び理念に基づき、次に掲げる事項について施策を推進する。

- (1) 同和問題、性別、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民、虐待、いじめ等全ての人権課題の解決を図るために必要な事項
- (2) 人権に関する意識の高揚
- (3) 人権に関する相談及び支援体制
- (4) 人権に関する調査及び研究

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

2 市は、前項の人権施策の推進にあたり、地域で培われてきたきずなを大切にし、日常生活で互いの心をつなぎ相手を認め合う挨拶の推進を図りながら取り組むものとする。

(審議会の設置)

第6条 前条の人権施策を審議するため、市長の附属機関として、篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権尊重のあたたかいまちづくりに関する施策について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、15人以内で組織する。

4 委員は、公募市民、学識経験者及び市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(篠山市人権施策推進審議会条例の廃止)

2 篠山市人権施策推進審議会条例（平成15年篠山市条例第14号）は、廃止する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。